



冬のボーナスカットを許さないぞ！シリーズ④

# 年末手当要求！

# 3.5ヶ月

本部は本日、以下の内容で2020年度年末手当に関する申し入れ（『申第15号』）を提出しました。

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。  
また、専任社員にはプラス50,000円を支給すること。
2. 組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。
3. 回答は11月4日（木）までに行うこと。
4. 支払いは12月4日（月）までに行うこと。

**JR東海労はコロナ禍を理由に労働者へ  
我慢と犠牲を強いる会社を許しません！**